

東京都立図書館協議会

第21期第2回定例会議事録

平成14年9月10日(火)

都立中央図書館第2・第3研修室

午後2時～4時

出席者名簿

委員

(欠席

者)

小川俊彦委員

田村俊作委員

小川幸子委員

小田光宏委員

東川志津子委員

奥田孝之委員

勝本良子委員

佐藤徹委員

小峰紀雄委員

豊田恭子委員

坂本光一委員

松村多美子委員

都立図書館幹部職員

館長 管理部長 参事(総務課長事務取扱) 企画経営課長 協力支援担当課長

サービス部長 資料管理課長 情報サービス課長 参事（日比谷図書館長事務取扱）

参事（多摩図書館長事務取扱）

教育庁

生涯学習スポーツ部長 社会教育課長 社会教育課施設係

事務局

企画経営係長 企画経営担当係長 児童青少年資料係長

配付資料

東京都立図書館協議会第21期第2回定例会次第

座席表

第21期東京都立図書館協議会委員名簿

東京都立図書館幹部職員名簿

子ども読書活動推進計画策定スケジュール（案）

「子どもの読書活動の推進に係わる基本的な計画の概要」文部科学省スポーツ・青年局

東京都図書館協議会委員レポートによる提案項目

第21期都立図書館協議会テーマに対する委員のご提案のまとめ

事業概要 平成14年度版

東京都立図書館協議会 第21期第2回定例会

平成14年9月10日（火）

午後2時00分開会

【企画経営課長】 きょうご出席予定の奥田先生がまだお見えになっていませんが、定刻になりましたので、ただいまから第21期東京都立図書館協議会第2回定例会を開会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。本日の会議でございますが、おおむね4時半ごろの終了を予定しております。よろしくお願ひしたいと思います。

なお、当協議会におきましては、情報公開の趣旨から会議は原則公開となっております。会議の内容につきましては、議事録を作成いたしまして公開いたします。また、都立図書館及び東京都教育委員会ホームページ上でも公開をいたします。非公開とする必要があると考えられる場合には、その都度皆様にお諮りして決定していただくことになっておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

なお、本日の傍聴者でございますが、ございません。ご報告申し上げます。

委員の皆様の出欠状況でございますが、小川幸子委員、佐藤委員、豊田委員、松村委員は、本日ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

次にお配りしてございます資料の確認をさせていただきます。資料1が本日の「会議次第」でございます。資料2が本日の出席者の「座席表」となっております。資料3が「第21期協議会委員名簿」です。それから、資料4が図書館幹部職員、教育委員会、事務局の職員の名簿となっております。それから資料5が都の子ども読書活動推進計画策定のスケジュール案となっております。

資料6でございますが、先日発表されました国の子ども読書活動推進にかかわる基本計画の概要でございます。資料7が協議会委員レポートによります提案項目の一覧となっております。資料8が子ども読書活動推進にかかわる協議会テーマ、委員の方々からレポートを作成いただきましたものをまとめて整理したものでございます。資料9が平成14年度版の都立図書館の「事業概要」でございます。お手元にお配りした資料は以上でございます。

なお、議事に入ります前に、この7月に教育庁、及び都立図書館幹部職員の人事異動がございましたのでご紹介をさせていただきます。都立中央図書館長に教育庁次長の幸田昭一が館長事務取扱として就任いたしました。

【館長】 幸田でございます。よろしく申し上げます。

【企画経営課長】 参事で中央図書館管理部総務課長事務取扱に大野芳雄が就任いたしました。

【総務課長】 大野でございます。よろしく申し上げます。

【企画経営課長】 中央図書館サービス部情報サービス課長に村田満子が就任いたしました。

【情報サービス課長】 村田でございます。

【企画経営課長】 参事で日比谷図書館長事務取扱に関善一が就任いたしました。

【日比谷図書館長】 関でございます。

【企画経営課長】 続きまして教育庁の幹部職員でございます。生涯学習スポーツ部長に鈴木雅久が就任しました。

【生涯学習スポーツ部長】 鈴木でございます。よろしく申し上げます。

【企画経営課長】 生涯学習スポーツ部社会教育課長に阿部孝が就任いたしました。

【社会教育課長】 阿部でございます。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 以上でございます。

それでは始めに、都立中央図書館長幸田よりごあいさつを申し上げます。

【館長】 協議会の先生方には、お忙しい中ご列席を賜りましてありがとうございます。先ほど課長のほうからもお話がございましたように、都庁の夏の人事異動が7月16日付で行われまして、私が中央図書館長を拝命いたしました。どうぞひとつよろしく願いをいたします。議事に入ります前に一言ごあいさつをさせていただきます。

坂本議長を始め、委員の皆様には日ごろから都立図書館の運営に関しましてご助言を賜り、心から御礼を申し上げる次第でございます。第21期の本協議会は、前回の会議におきまして委員の皆様方のご議論をいただき、今期の協議テーマを子どもの読書活動の推進、都内公共図書館の連携協力についてと伺っております。子どもの読書につきましては、ご案内のとおり昨年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布され、また本年、8月2日には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」というものが閣議決定されたところをご案内かと存じます。これらを踏まえまして、東京都といたしましても子どもの読書活動推進計画を策定するべく、既に検討を行っているところでございます。委員の皆様方には、その中で都立図書館として果たすべき役割についてご助言をいただけますようお願いを申し上げます。

また、平成14年1月に教育庁で取りまとめました今後の都立図書館のあり方の中で、東京都全体の図書館サービスの向上を目指す都内公共図書館の新たな相互協力ネットワークづくりを提案しているところでございますが、新たな連携協力関係につきましても、ぜひともご意見をいただきたいと考えてございます。ご承知のように都を取り巻く状況は大変厳しいものがございますが、私ども都立図書館に寄せられる都民の皆様の期待にこたえられますよう、図書館サービスの一層の向上を目指し、努力をしまいる考えでございます。どうぞ、委員の皆様方のお知恵をおかりしながら、また忌憚のないご意見をいただけますようお願いをいたしましてごあいさつといたします。

【企画経営課長】　　続きまして、今回第21期2回目でございますが、前回はご欠席で、きょうお見えになりました委員さんを中村管理部長からご紹介させていただきます。

【管理部長】　　管理部長の中村でございます。僭越でございますけれども、私のほうからご紹介をさせていただきたいと思っております。資料の3に委員さんの名簿がございますけれども、前回はご欠席であられました青山学院大学文学部助教授の小田光宏委員でございます。

【委員】　　よろしく願います。

【管理部長】　　それから、葛飾区立図書館長の東川志津子委員でございます。

【委員】　　東川でございます。1回目は欠席いたしまして、どうも。よろしく願います。

【管理部長】　　以上でございます。

【企画経営課長】　　それでは、これからの議事進行については議長さんをお願いいたしたいと思っております。坂本議長さんよろしく願います。

【議長】　　それではお手元に本日の議事次第をお配りしてございますので、それに従って議事に入らせていただきたいと思います。

館長さんもお替りになりましたけれども、ここの協議会では事務局のほうも、委員から事務局はどうだと聞かれることがなくても積極的にご発言をいただくことにしておりますので、委員からの発言に対しても我々はそれとは違うよというのを積極的におっしゃっていただくように、どうぞよろしく願います。

それでは第21期のテーマが一番最初の議題になるわけでございますけれども、前回の会議で子どもの読書活動の推進についてと、区市町村との協力関係という2つの問題について協議をしようではないかという話になりました。次第でございますように、仮に「子どもの読書活動推進をはかるために都立図書館は何をすべきか」。それから、「都内公共図書館発展のための連携協力について」というテーマの名称を考えましたけれども、いかがでございましょうか。

特にご異論がなければ正式な決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それではそのように決定をさせていただきます。

本日は上のほうの「子どもの読書活動推進をはかるために都立図書館は何をすべきか」ということについての議論をしていただきたいと思います。まず、先ほどの館長のごあいさつにもございましたように、子どもの読書活動につきましては、平成13年12月に法律ができ、8月に国の計画が閣議決定されたということでございますけれども、そのことについて、まず事務局から改めてご説明いただきたいと思います。

【企画経営課長】 子どもの読書活動をめぐる動きと、「東京都子ども読書活動推進計画」につきまして、現在教育庁本庁のほうで東京都としての推進計画を検討しておりますので、そちらのほうを教育庁の社会教育課長からご説明させていただきたいと思います。

【社会教育課長】 教育庁の中で、子ども読書活動の推進にかかわります事業のとりまとめをやっております社会教育課長の阿部でございます。私からこれまでの国の動向と、並びに東京都の教育委員会の取り組み状況についてご説明をさせていただきます。

まず、ただいまのお話にもございましたように、国におきましては、昨年12月12日付で「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されております。本法によりまして、まず国が基本計画を立て、それを受けまして、都道府県が推進計画の策定に努めることとなっております。さらに国の基本計画、並びに都道府県の推進計画をもとに区市町村が推進計画の策定に努めるという形になっております。このことによりまして、去る8月2日に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定の上、公表されたことは皆様ご案内のとおりでございます。東京都におきましては、6月に教育庁内に推進計画の策定に向けまして、関係所管部署の課長級をメンバーといたします「子ども読書活動推進計画検討委員会」と、その下にワーキンググループとなります専門部会の設置をいたしました。その中で7月に文部科学省が出しました計画案に対するパブリックコメントの意見の取りまとめをいたしまして提出をしたところでございます。

最近でございますが、8月30日に第2回の検討委員会を開きまして、国の基本計画に沿った都の推進計画の策定に向けまして、計画案の事項の組み立て等の検討を行いまして、来週の9月17日に専門部会で方向づけをいたしました推進計画のたたき台をさらにまとめる予定になっております。

都の全体のスケジュールにつきましては、大変恐縮でございますが、お手元配付の資料5をご覧くださいと思います。資料の5に示してございますスケジュールの一番上の検討委員会専門部会のところで、ただいまご説明をいたしました8月に第2回の検討委員会というところがございます。これは8月30日に開催をいたしまして、推進計画の策定作業に入っております。ちょうど10月のところに中間報告という形で、これから鋭意取りまとめをいたしまして、中間のまとめとしまして、10月に皆様方にご報告をさせていただきたいと思っております。さらに最終的には、年が明けまして1月に東京都の推進計画案として策定をして、決定をいたしまして公表をしたいと考えております。推進計画の策定に当たりましては、特に都立図書館の取り組みが大きな柱の1つでございます。ぜひ、本協議会からもご意見をちょうだいいたしまして、計画案等に反映していきたいと考えております。なお、勝手ながらスケジュールの関係等がございまして、本日の会議で忌憚ないご意見をいただければ幸いですと思っております。

また、10月下旬に予定しております中間報告に対しましても、改めて本協議会のほうでご意見をちょうだいしたいと思っております。その節はぜひよろしく願いをいたします。以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。そうしますと、10月に中間報告をお出しになるときに、きょうの会議の結果を反映したいと、これが1つ。それから、中間のまとめが出た後、この協議会からもう一回意見があれば出してほしいということによろしいわけですね。わかりました。どなたか今の件につきましてご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 検討委員会の専門部会というのは、どういう組織でございましょうか。

【社会教育課長】 主に係長級をメンバーといたしまして、作業時にいろいろなデータを作成したりといった具体的な作業をする部分でございます。

【議長】 そのメンバーは、教育庁内部だけですか。

【社会教育課長】 はい、そうです。

【議長】 図書館からは入っていますか。

【社会教育課長】 図書館も入っています。教育庁の内部だけではなくて、補助機関としまして図書館もすべて入っています。

【議長】 他の局は入っていないんですか。例えば福祉局とか。

【社会教育課長】 実は福祉局と生活文化局、あるいは私学の関係が出てきていますので、一応メンバーに入ってございませませんが、先に関係局とは事前に話はいたしまして、こちらから情報を提供して、こちらの計画を策定するまでの間のすり合わせは十分いたすようにしたいと考えています。

【議長】 よろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【議長】 要するに、オール都庁としてこの計画を立てるということで、とりあえずはメンバーは教育庁のメンバーでやるけれども、他局とのすり合わせはやると。そういうことで。

【社会教育課長】 事前の調整をいたします。

【議長】 はい、ありがとうございました。ほかにご質問はございますか。はい、どうぞ。

【委員】 検討委員会は教育庁の中で構成するということですが、区市町村とか図書館関係者という都庁以外の部分との連絡とか協力というのはあるんでしょうか。例えば学校とかね。

【社会教育課長】 大きな計画案の中の骨子が、私どもがそういった取り組みの中身として、こちらの立場からだけではなくて、今のお話にありますよう

に、区市町村の、例えば図書館でありますとか、いろいろな連携を十分図るような形で、当然その計画案の中には盛り込んでいきたいと考えております。

【議長】 よろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【社会教育課長】 今回の資料5のスケジュールのところがございますように、区市町村の図書館・学校・それ以外の団体等も含めまして、私どもが進めていく節目節目には十分連絡をとって情報を流してまいります。

【議長】 調査依頼回答という形で、区市町村あるいは学校・その他のところとのすり合わせをやっているということですね。

【社会教育課長】 はい。情報も流して、はい。

【議長】 当協議会には区市町村のメンバーも入っておられますので、そういう意味からも意見が出てくるかと思えますけれども、ひとつよろしく願いをいたします。

【館長】 議長ちょっとよろしいですか。

【議長】 はい、どうぞ。

【館長】 今、小峰委員のほうからお話がございました点なんでございますが、このスケジュール表の縦の欄に検討委員会、それから専門部会、文部科学省云々と書きまして、その他の上に区市町村図書館・学校・団体とございますね、区分わけのところに。スケジュール欄の下から2つ目ですね。

【議長】 わかりました。

【館長】 この欄がございますように、例えば6月の時点では推進状況等を調査するというので、図書館・学校、そして図書に関する団体さんのほうに、当方から調査をご依頼して、そのご回答をいただいて、そういうものを踏まえて検討委員会あるいは専門部会等々で、今、もんでいるところでございます。この「推進計画策定作業」というのが8月から1月まで黒丸印で入ってござい

ますが、これが進む段階で、10月の時点ではこの6月にいろいろと調査依頼をしたところに中間報告という形で一度投げまして、それらをごらんいただきながらまたご意見をちょうだいし、中間報告からさらに内容の詰めに入るという格好でご意見をちょうだいする期間というのは、一応、今の予定では設けておるとい話でございます。

【議長】 はい、ありがとうございました。それでは、今度は協議会の検討スケジュールのほうですけれども、これについても事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【管理部長】 今、議長のほうからお話ございましたように、子どもの読書活動の推進におけます都立図書館の役割というテーマでこれからご検討をお願いするわけでございますけれども、本日のこの会議とそれから11月にもう一度この会議を第3回として予定をさせていただきたいと思っております、この2回にわたりましてこのテーマにつきましてご協議をいただければと考えております。

都立図書館、子どもへのご提言としては、できますれば来年の1月ごろを目途にまとめていただきまして、ご提言をいただければと考えております。なお、ただいまお話がありました東京都の「子ども読書推進計画」に関しましては、検討委員会のほうも既に始まっておりますので、本日の協議内容につきましては概略としてまとめ、まずは検討委員会のほうに報告をさせていただきたい。さらに、10月中に検討委員会の中間報告を予定しておりますので、その中間報告の出した後、できれば次回の11月の協議会の中で、その中間報告に対しまして、さらにご協議いただきましてご意見をいただければと考えておりますので、ひとつよろしくどうぞお願いします。

【議長】 いろいろ意見が出てからじゃないとなかなか言い切れないんですけども、わりにややこしいんですね。中央図書館としての役割については、うちで提言でまとめようというのはこの前あれしましたけれども、国の法律に基づいて、都の計画について、今度図書館として生涯学習スポーツ部に対して意見を言うということと2つ並行して作業をやらなければならないようになりますんで、どういう形で提言を取りまとめるのかという議論をやって、その後で取りまとめていくよりしようがないのかなという気がいたしますので、とりあえずは並行して2つの作業を進めると。2つの作業のすり合わせというか、割り振りをどうするかとか、これはどうしても局のほうに言っておいて、絶対

に計画に入れてもらわなきゃいかんとか、中央図書館については、これを強調したいというのは、また後で皆さんでご相談をするということで、とりあえず並行して議論を進めていきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

【副議長】　　ちょっと確認させていただいてよろしいですか。

【議長】　　はい、どうぞ。

【副議長】　　そうしますと、スケジュールでいきますと、検討委員会のほうの中間報告は公表されると考えてよろしいわけでしょうか。

【管理部長】　　関係するところには原則公表する形でよろしいかと思えます。ただ、一般のところに公表できるかどうかというのは、別な観点というか。

【副議長】　　我々のほうには、10月の中間報告が出たところでお送りいただけると。そうしますと、第3回の定例会というのは、このときに中間報告に対する意見と、それから都立図書館がどうすべきかということについての提言と、両方やるというわけですね。

【議長】　　やって、それで、1月ごろに……。

【副議長】　　そうですね。ここに書いてございませぬけれども、1月に多分もう一回協議会を開催するような形になるんでしょうか。

【管理部長】　　今回のテーマに対しまして、私どもに対する具体的な提言をまとめていただければと。

【副議長】　　それで、1月の会は都立図書館に対する提言をまとめるということですよ。

【議長】　　そうです。かなりややこしいんですけれども、内容的にもかなりダブってくるんだらうと思います。どういうふうに提言を取りまとめるかというのは、また改めてご相談をさせていただくということで、今並行して議論を進めるということにさせていただきたい。

いろいろ難しいんですけれども、それではテーマについての議論に移りたいと思います。このテーマにつきましては、事務局のほうから皆様方にレポートの提出をご依頼いたしまして、その中身について大変貴重なご意見をいただきました。それをまとめていただいたということで、その内容についてのご説明を、今度は事務局のほうからお願いをしたいと思います。

【企画経営課長】 それでは事務局のほうから説明をさせていただきます。7月の段階で事務局から委員の皆様方に今回の協議テーマ、子どもの読書活動推進についてのレポートをお願いしたところでございます。委員の皆様にはお忙しい中ご協力をいただきましてありがとうございます。ご提出いただきましたレポートは本日の論議を深めていただくため、委員の皆様にも事前にお送りさせていただいております。ご提出いただいた提案につきましては、事務局で項目を整理いたしまして、資料の7が項目だけになっておりますけれども、資料の7、及び8に記載してございます。こちらは後ほど説明させていただくことにいたしまして、まず、文部科学省の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」についてご説明をいたします。資料の6に概要が載せてございます。基本計画の本文につきましては、今回レポートを提出していただくに当たりまして、資料として事前に委員の皆様にご送付させていただいております。本日は資料6の概要に沿って簡単に説明をさせていただきます。「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」でございしますが、平成13年12月に議員立法として成立をいたしました「子どもの読書活動の推進に関する法律」第8条の規定に基づきまして、文部科学省が中心になりまして計画の検討作業を進めてきたところでございしますが、この8月2日に閣議決定し、公表されました。この計画の基本的な考え方でございしますが、1行目に記載してございますように、「子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進」というものでございまして、計画の期間は平成14年度から平成18年度までのおおむね5年間となっております。本文の構成でございしますが、家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供、図書資料や読書環境等の整備・充実、関係機関の連携・協力、そして普及、啓発、広報活動の4本柱となっております。さらに4つの柱の各項目の中で、家庭、地域と学校とに分けまして、文部科学省独自の取り組み、例えば「子どもゆめ基金」や「学校図書整備5カ年計画」など。それから、各自治体で進めるべき取り組み、例えばブックスタートや朝の読書活動、司書教諭の発令の促進などについて説明をしております。文部科学省といたしましては、今後この計画に基づきまして、関係部署と連携を進めながら、子どもの読書活動の推進に関する施策の一層の充実を図っていくこととなっております。

また、各都道府県は先ほどからお話がございますように、国の基本計画をもとに子どもの読書活動の推進に関する施策を作成するという形になっております。先ほどからお話がありますように、都の推進計画の予定につきましては、今鋭意準備をしているところでございます。

さて、委員の皆様方にご提出いただきましたレポートでございますが、ご提案を項目にまとめたものが資料の7でございます。ご提出いただきましたレポートは、子どもの読書活動の推進に関しまして、さまざまな角度、また全般にわたってご提案がございました。このご提案を事務局で項目を整理させていただきますまして、ここの場では子どもの読書活動全般に関するご提案と、その中から特に都立図書館の役割に関するご提案とに分けてございます。

子どもの読書活動全般に関する事項では、委員の皆様のご提案を事務局で5つの項目に整理させていただいて、それぞれ記載してございます。1つは「子どもの読書活動にかかわる人材の育成、配置」。2つ目が「公共図書館児童サービスの充実」。3つ目が「学校での読書環境、読書活動の充実」。4つ目が「広報啓発事業の充実」。5つ目が関係機関との連携・協力というふうに分けてございます。なお、都立図書館の役割に関する事項については、下に記載したとおりでございます。なお、さらにご提案いただいた内容、及び項目を東京都全体の施策にかかわる事柄の部分と、家庭や地域、及び学校での読書活動に果たすべき公共図書館としての役割を、区市町村立図書館と都立図書館の役割に整理させていただきますまして、それらの関係を明らかにしながらまとめましたものが資料の8の大きな表でございます。

まず、東京都全域での目標や課題を整理することが必要であると考えまして、レポートのご提案の中から、これは東京都の役割ではないかと思われる事項について整理させていただいたものが、左の縦の表の「都全体の環境づくり」の部分でございます。本協議会として協議していただくテーマは、本質的、究極的には都立図書館の役割として協議をしていただき、ご提言をいただくわけでございますが、ここの都の推進計画に対する部分へのご意見も本日も協議いただければと思います。中央から右側の大きな図でございますが、子どもの読書活動を推進するに当たりまして、ご提出いただいたご提案から、公共図書館として果たすべき役割と都立図書館の役割と区市町村立図書館の役割に整理させていただいております。その部分もまた家庭、地域、及び学校とのかかわりをそれぞれ関連づけながら図にお示しをさせていただいております。皆様からい

いただいた提案のうち、特に都立図書館の役割として事務局で整理させていただいたものが、マーカーで囲んであります「都立図書館の役割」となっております。星印が皆様からご提案いただいた事業の項目でございまして、各委員から寄せられた個々の提案内容は、その下の部分にそれぞれ記載をさせていただいております。資料の説明は以上でございまして。大変長くなりましたが、よろしくお願いたします。

【議長】 はい、ありがとうございました。今のご説明についてのご質問もおありかと思っておりますけれども、ご質問に限らず、この中のご意見もあわせて伺ってしまったほうがいいのかという気がいたします。特にここだけは聞いておきたいというところがございましてか。

今のお話で、資料8の一番左の端の縦に長い線、これがどちらかという、さっき社会教育課長から話があった計画に対する図書館側の意見というのか、図書館協議会の意見というのか、その辺がここに集約されるのかな。それから、最後の提言は右の下のこれが提言のところにまとまっていくのかなという気がするんですけども。そうはいつでもこの2つはかなりダブっていますし、それから内容的にも関連をしておりますので、どちらかという今回は左の端のほうにウエートを置いて議論をしたほうがほんとうはいいのかという気がするんですけども、それにあまりこだわらないで結構でございまして。どなたからでもご意見を出していただいて議論を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。はい、どうぞ。

【委員】 基本的な確認だけ1つさせていただきたいんですが、資料8の先ほどご説明いただきました二重線の上のところに、「学校での読書活動」という四角の枠がありますけれども、この内容は、きょうはご欠席のようですが、佐藤徹委員の示された項目に基づいて列記したものとどまるという理解でよろしゅうございましてか。

【企画経営課長】 こちらにつきましては、各委員さんの学校にかかわる部分についてのご提言は、すべて載せて……。

【委員】 ああ、ごめんなさい。佐藤徹委員という実名を出したのがいけなかったのかもしれないけれども、そこにこだわるつもりもないんですが、要するにこの委員会の委員が提示した項目にとどまるという意味合いでよろしゅうございましてか。

【企画経営課長】 はい。

【委員】 言い方を換えると、ここに取り上げられている項目だけが学校における読書活動という意味合いで理解しないほうがよろしいということですね。ありがとうございました。

【議長】 さらに新しい事項があれば、ぜひ追加をしていただいたほうがよろしいかと思えます。はい、どうぞ。

【委員】 6月に既に区市町村図書館、学校、団体に調査依頼をやっておられるということなのですが、調査依頼の内容ですが、どういう内容で調査されておられるのかを教えてもらえるとありがたいなと思えます。僕自身は都全体の公共図書館にしても、区市町村図書館にしても、学校図書館の状態にしても、実態が十分につかめないところがありまして、多分そこが一番大事なところだろうなと。逆に区や学校の側から見て、教育庁や、都立中央図書館に対する要望なんかも含めて調査されたらいかがかなということがありまして、調査内容に非常に興味を持っております。多分ここがしっかりとした出発になるかなと思えますが、調査内容についてお教えいただければと思えます。

文部科学省が8月に学校図書館に関する悉皆調査をしていますよね。この結果は公表されると思うんですけども、東京都の場合は当然来ているわけですから、それとの関係もあってお尋ねしました。

【社会教育課長】 対象は教育委員会と図書館のほうに、この子ども読書活動の推進に関する基本的な取り組み姿勢ですね。私どもがまだ計画を立てる以前に国がこういう法律の制定をいたしまして、国が今後そういった形の推進をするに当たって、区市町村の取り組み姿勢をどのように考えているのかといった意識調査をさせていただいたということでございます。具体的な内容はまだお示しができなかったものですので、そういう推進の事業を進めるに当たって、区市町村側の教育委員会、並びに図書館の取り組みの姿勢をどういうふうにお考えになるかをお尋ねしたということでございます。

【館長】 今、小峰委員のご質問の中に、具体的に調査項目というお話がちょっとあったけれども、その調査項目というのに、こういう項目というのはなくて、いわゆる一般的な、基本的な考え方という形で出ているのですか。

【社会教育課長】 今のところ、国の法律が制定された以降、区市町村が積極的に取り組む姿勢を明確に打ち出したのが約3分の1ぐらいということにとらえております。ですから、あとの3分の2ぐらいは、具体的なものがこれからの検討課題という形で、まだ明確な意思表示がないという実態でございます。ですから、漠然としたとらえ方をされているのかもしれないし、今度は私どもが中間のまとめでより具体的なものをお示ししないと、なかなか区市町村側が明確な意思表示ができないような状況にあると考えております。

【委員】 関連して、ぜひ具体的事項が調査内容に盛り込まれるような調査をやっていたきたいということなんです。この8月に策定された国の「子どもの読書活動の推進に関わる基本的な計画」も、総論とか内容については、僕は非常に評価しておりますから、今後、子どもの読書環境をつくるに当たっては非常に重要な法律だし計画だと申し上げるんですが、ただ数値目標や、実施計画は、抽象的なんですよね。ですから、その分だけそれぞれの地方公共団体が具体的な措置を考える必要があると考えているものですから、ぜひそういう具体的な提案や数値目標が出るような調査項目だといいなという意味ですがね。

【委員】 自分のエリア内での発言で恐縮なんですけど、特別区の図書館なんですけれども、隔月に館長会というのを開いております。今現在ですと、コストの削減ですとか、そういうものにばかり目がいってしまうんですが、今は大事な時期ですので、こういう策定をするとか、こういうスケジュールがあるんだというのを、まめに流していただきますと、前の都立のときも全然知らないうちにできたということで、大変な反対をしたり、その後でご説明を伺ったりしているんですけども、一体となって進めていく必要がほんとうにあると思うんです。会合が開かれないならともかく、常に情報があれば区は必ずまとめて有意義な館長会を開催しておりますので、できればただ調査をしたとか、意見聴取とか、また、報告というのではなくて、そういう場での議論ができるような提案をしていただければありがたいなと思っております。

【議長】 計画策定までの踏むべき手順みたいなものがいろいろなご意見として出てまいりましたけれども、その辺を踏まえてよろしくお願ひしたい。これはいずれにしても、我が協議会から言うことになりますよね。

【企画経営課長】 そうですね。やはり連携協力の基本は情報の、コミュニケーションだと思いますので。特に中間報告も、公表して特に問題があるよう

なことがないのであれば、できる限り出していただいたほうがいろいろな意見が結集できるのではないかと思います。

【社会教育課長】 意見聴取の方法につきましては、その辺を踏まえまして検討させていただきます。

【委員】 1つはスケジュールの一番下に「国費を活用して、東京都として独自性の」とあるんですが、どのくらい出るものと考えていらっしゃるのか。先ほど小峰委員がおっしゃったように、具体性を持たば持つほど実はお金の問題で、それは東京都が示したら、区市町村はそれを実施するために当然予算化しなければいけないとか、あるいは東京都が金を出してくれるのかという話になりますので、具体性を持たば持つほどお金がらみになるんですが、今のこのスケジュールでは全然間に合わない気もするんですが、その辺はどういうふうにお考えなのでしょうか。

【社会教育課長】 都として活用できる国費というのは、主たるものが啓発、啓蒙普及活動といいますか、特にシンポジウムを活用して、事業の推進の啓発をしていくという観点でございます。見積もっているのは、国から示されているのはわずかしかないものですから、なかなか国費を活用するという額にはならないんですが、その額を使って、都としてできることとすると、そういったシンポジウムの開催等を通じまして、この事業の普及啓発をしたいというのがねらいでございますが。

【委員】 いや、国の計画を読んでいて、毎年130億で5年間で650億という話もあるんですけども、具体的に調査すると、地方交付税のために実際に使われているのは何パーセントかで、それがほとんどこの活動の中へ流れていかないと。学校図書館の資料のためにというのがなかなかうまく使われていないという話も聞いているんです。それは、全国学校図書館協議会の調査でもそういうことが出ているわけです。だからお金は見せかけのお金でしかないみたいなところがあって、そういう形だけでやりましたというのはやはり避けてほしいなと思うわけです。そのあたりはもしかすれば東京都としては国に対してもっと具体的に要求しなきゃいけないこと、東京都というよりも都道府県として国に対して事業をやるんならば、こういうことが必要だということがもしかするとあるんじゃないかと思うんですね。そのあたりのお金の点がいくら読んでもちゃんと出そうには見えないもので、それで実施しろ実施しろという形だけにはなりはしないか。長い時間とお金をかけてやるわりには効果が上

がるのかどうかという心配を持つものですから、具体性があればあるほど、やはり財政的な部分についても、しっかり見きわめられるような形に持っていく必要があるように思うんです。

【生涯学習スポーツ部長】 お答えになるかどうかわかりませんが、実はここ数年来の傾向といたしまして、1つは地方分権という話がございまして。そういう中で特定のいわゆるひもつきの国庫補助金という形ではなくて、一般財源化したいわば地方公共団体の裁量行為が働くような財政措置が一方に言われているところとございまして。したがって、そういう点で言うとお話の趣旨はわかりませんが、一方、社会的な趨勢としてそういう状況もございまして、確かに図書館充実費として国が意図しているわけですから、その部分は趣旨にあった地方交付税の執行をしていただくように、私どもも側面からそういうお話を申し上げる。あるいはこの運動を展開していく中で、具体的なそういった用途が固定されるような方向でお願いをしていかなければならないと思っております。

【委員】 ぜひよろしく。

【委員】 おっしゃるとおりなんです。地方分権のそういう予算の問題もそうですね。先ほど学校図書館図書整備費のことが出ましたけれども、地域によって随分違うんですよね。この4月の調査では全自治体のうち少なくとも30%は、4月の時点で予算化しているという答えなんです。じゃ、あとの7割はどうなんだということになるんですが、7割の部分は、多分9月以降の補正とか、来年の当初予算に推進法や基本計画を参考にしながら、本来の目的に沿った使い方をされるだろうという期待はしているわけです。期待されるだけではなくて、具体的な予算化の運動をやっております。例えば5月5日に全国4,500万部の新聞に、こういう法律ができました、ぜひ130億を予算化してくださいという意見広告も出してあります。それからかなりの地域社会でそういう動きがあります。また文部科学省は施策の趣旨に沿った調査もしております。そういう幾つかの動きがありますので、もう少し違った状況が生まれてくる可能性はあると思います。今おっしゃったように、ただ法律的な表面の趣旨に沿って推進施策をつくりました、だから何もできませんという話になるんですしたら、また困るわけです。おおむね5カ年ですけども、5カ年に何ができるか、どう実体化できるかということが大事なところかなと思います。

【議長】 この図書館協議会でも、二、三年前ぐらいから毎回お金の問題が問題になりまして、そうは言っても資料費は漸減をしているということは毎回

話に出ますので、ぜひこの問題についても同じようなことを考えていただきたいと申し上げておきたい。

【委員】 それから、第19期の都立図書館協議会の「児童・青少年に対して図書館は何ができるか？ ―社会問題の図書館の関わり方―」は、貴重な立派な提言ですよ。大変感心しました。ああいうものがもう既に先駆けて提案されているわけですから、今回あれがものすごく生きるんじゃないですか。

【議長】 そうでしょうね。あれを生かしていただきたい。

【委員】 既に提言されているということが大変重要な点だと思いますけれども、これから始めるわけじゃなくて、既に始めているところもあるんじゃないですか。

【議長】 あの提言については、実行に移すということで中間報告もいただいたことはございます。

あとは具体的な課題、左のほうのいろいろな項目がございましてけれども、特にこのところは重要なんじゃないかという部分がございましたら皆様方から発言をしておいていただいて、先ほど話がありました中間報告に向けて、当協議会としてぜひこのところは強調したいという部分がございましたらお願いをしたいと思います。はい、どうぞ。

【委員】 よろしいでしょうか。都立図書館の役割という括弧の中のボランティア団体というところがありますよね。今の世の中ボランティアをやりたいという方たちはかなりいらっしゃると思うんですけども、具体的にどのように図書館関係のボランティアを始めたらいいかわからない方がかなりじゃないかなと思うんです。そのときに、例えば東京都で1つ別に観光ボランティアというのを労働局の観光企画課というところでやっています。そのように東京都のほうがこういう図書館関係のボランティアを募集するなり、やってくれると一般の人たちもどのような形で参加できるかということがわかるんじゃないかなと思いました。

【議長】 ありがとうございます。これは現在、都立図書館として何か具体的な動きがございしますか。はい、どうぞ。

【管理部長】 いろいろな形が考えられると思うんですね。具体的な児童青少年サービスの例えばお話し会だとか、いろいろな行事をやる場合のボランティアとか、あるいは一般的な図書館業務に関しますボランティアの仕事とか。それから図書館と関連するんですけれども、地域の中に入っていた形でのボランティアとかがあるかと思えます。実際に今、都立図書館なり、あるいは東京都なりが主導権をとった形でのボランティア活動というのは残念ながらまだ実施をされておられません。けれども、検討していかななくてはいけないという問題意識は持っています。これから具体化したいなと考えているところがございます。

【副議長】 ちょっとよろしいですか。資料8の表の見方なんですけれども、例えばこの都立図書館の役割のところを書いてある話の、ある程度具体的なものがこの右側のところに出ていると読んでよろしいのでしょうか。例えば「高度な技術・特殊な資料によるサービス」というのは何だろうかと私は考えていたんですけれども、右のほうを拝見しますとそういうことが書いてございますけれども、大体対応すると考えて……。

【管理部長】 はい、左の枠の中は1から5までしかございませんが、右側のほうがもうちょっと星の数が多いんですけれども、大体上から下に流れて対応ということで並んでいると思えます。

【副議長】 はい、ありがとうございます。

【委員】 それに関連するところなんですけれども、右側のところでは「人材育成確保」というのが先頭に来ておりますよね。これに対して左側では「人材の育成」という部分には「都立図書館の役割」の外側、いわば都全体で考える枠組みとして位置づけていらっしゃるんですが、これは何か別な計画なり何なりがあるということに基づくものなのでしょうか。

【管理部長】 すみません。そういった深い意味があったわけじゃなくて、左側の枠内の「都立図書館の役割」の二重線の中を「振興と援助」の中にくくってしまったとお考えいただければと思います。

【議長】 「人材育成」というのは資料7にもありますように、この間のご提言すべてにわたって、すべての方から意見が出ている感じがしたんですけれども、その辺について、どなたかこういう提案があるよ、あるいはこういうふ

うにやったほうがいいんじゃないか、あるいはこういうところが足りないよというところがございましたら、ぜひご発言をいただきたいと思います。

【委員】 私はこの外枠にあるほうがいいと思っています。図書館だけではなくて、いろいろな人たちが読書にかかわるという意味で、東京都全体の人材の育成だと考えれば、外側にあるほうがいいのかなと思っています。ただ、その人材の場合に、具体的に例えばボランティアで何かをなさる人と、そのボランティアに対して啓蒙、指導していらっしゃる人たちの人材も必要なわけですよ。その2つが必要ですから、その2つをどうするかということを引きちんととらえて考えていただきたい。特に東京都の場合には直接サービスよりも、その人たちに対してどう育成するかということ、図書館もそうだし、都全体としてもそういう人材育成を、ぜひ計画していただきたいなと思います。

【副議長】 私もここにある「都の役割」という形で位置づけるのが一番いいんじゃないかと思います。ただ、「人材育成」の中核となるのは、多分都立図書館なんではないかなというふうにも。子どもの読書活動にかかわって、ほかの機関がどう「人材育成」にかかわるかというのは、もしあれば今の場で考えたほうがいいかと思います。常識的に考えて、1つは都立がこれまでの児童サービスのノウハウ、それから資料を持っていらっしゃるということですよ。そういう点が1つありますから、そのノウハウを関係機関なり、団体なり、個人なりに提供していくというのは、非常に大事な都立の役割だと思いますし、そういう意味で、都の人材育成の中核に都立がくるというのは非常にいいことではないかなと思います。

それからもう一つは、そのときに、対象者については、今、小川委員のほうからお話があったとおりだと思います。どのレベルの方に都としては重点を置くべきかということは、ちゃんと考えたほうがいい。ボランティアの場合には、ボランティアの方を直接養成するという部分もあると思うんですけども、それだけではなくて、ボランティアの指導者とか、ボランティアの養成に当たる方をさらに養成する役割もあっていいんじゃないかなと思います。

それから、今度は講師側ですけども、講師のほうも必ずしも都立の方がやられる必要はないわけで、そういうコーディネート役、都立の人脈を生かした形で、外部の人材を活用されるということも非常に大事じゃないかなと思います。

【議長】 ありがとうございます。はい、どうぞ。

【管理部長】 今、田村先生がおっしゃったまさにそういう形で、各委員さんからもご提案をいただいているのかなと思います。今の都立図書館における右側のこの枠の中の星の一番上は「人材育成確保」と書いてありますけれども、田村先生がおっしゃったように、ボランティアの養成者を育成すると。ボランティアの人たちを養成する人たちを都立が今度は養成するというようなこととか。それから「児童サービス職員の研修」というのは、区市町村の図書館の職員の育成といった観点のことで、この児童サービス職員というのは区市町村立図書館の児童サービス職員を都立の図書館として養成できないかといったことでございます。

それから、「ボランティア情報の提供」というのは、広域的な都立の役割としてボランティア情報というのを広く提供していくということで、各区市町村の図書館とボランティアの方との結びつけができないかといったことでございます。

さらに、図書館を離れた都の役割としての人材育成の中には、広い意味では、例えば学校での司書教諭とか、あるいは学校司書などの育成といったことも入るんだと思っております。

【議長】 養成をする主体のほう、先生のほうは、田村先生がおっしゃるように都立図書館の人たちが事実上中心になるかもしれないけれども、ほかにもいるかもしれないし、広げなければならない。それから今度は教わるほう、養成されるほうは区立図書館の方もあって、それから学校図書館もあるだろうし、もっと言うと、例えば保育所の保育さんみたいな人もあるのかもしれない。さらに民間のボランティアに類するような人たち。どういうところにどういう人が研修なり養成をするのが効率的なのかというのは、非常に大きな課題でしょうね。

きょう学校図書館のほうは佐藤先生がお見えになってないんですけども、佐藤先生からいろいろな提案がありましたよね。あれで図書館側から見て、これはどうしてもやってほしいなというのが何かありますか。より具体的なお提案がたくさんあって、僕は学校のカリキュラムにうまく入るのかなとちょっと心配があったんですけども。校長先生がおっしゃっているんだから大丈夫な

んでしょうけれどもね。じゃ、学校図書館のほうは佐藤先生がおいでになったときにやりますか。

【副議長】 そうですね。

【管理部長】 佐藤先生からさまざまなご提言をいただいておりますけれども、そのうちの幾つかは学校の科目としてこういうことを設定してはどうかというのをいただいている。これはどちらかというと、図書館というのを学校教育の中で位置づけしてほしいというご提案と受けとめております。図書館と学校とのかかわりということでは、学校図書館への公立図書館の支援、特に学校図書館を学習のための情報センターとして活用していくということのために、公立図書館がどういう支援ができるかといったことについてのご提案かと思えます。その辺につきましては私どもの都立図書館の中でも、今モデル的に試行をしていこうという検討をしております。

それから、司書教諭とか、学校司書に対する研修ですね。レファレンスを始め、図書館の利用法、それから生徒の皆さん方に図書館の利用をどういうふうにしていくという指導をしていただくとか、それから、学校図書館の司書に対する公立図書館の支援ということで、レファレンスといった面での支援をしてほしいといったことにつきましてのご提案がございます。これもまだ細々としたものではございますけれども、昨年度から都立図書館で司書教諭の人たちに対する研修というのを始めてございますので、これについて拡大していきたいと考えてございます。

あとは広報啓発活動につきましても、さまざまなご提案をいただいておりますけれども、街の中に出ていろいろなことをやったらどうかというようなご提案をいただいております。それにつきましても、どこまでできるかなということはあるわけですが、さまざまな形でチャレンジしていく価値はあるのかなと考えております。

【議長】 どうも。はい、どうぞ。

【委員】 先ほどからお話が出ておりますボランティアでもそうなんです、養成者の研修というのが、ほんとうに都立図書館に求められるかなと思うんです。ただいまも司書教諭への研修という形で行っていただいているのは大変ありがたいんですが、ただ、すそ野を広げるという意味では、養成者の研修も大

変重要で、各地域で養成者の方がまたそれを教えてくださればいいんですが、できれば都立図書館として市区町村と連携をして、講師の派遣とかそういうものをしていただくと、例えば、そういう派遣をしていただければ区で集めて、できるだけ大勢の人に、学校にも働きかけ、また、区民の方のボランティアだったら区民に働きかけるということで、ここで一回やるのではなくて、そういう形で方々でやったらすそ野は広がるような気はするんです。そういう意味合いでは、区市町村の図書館もやりたいと思っていますし、広げるためには、その講師を派遣してくださるのが都立中央だったらいいなとは思いますが、でも。

【議長】 ありがとうございます。期待が大きいようではありますが、ちょうどコーヒーが出ましたので、ここで10分間ぐらい休憩をして、改めて後半の議論を進めてまいりたいと思います。ちょっと10分ほど休ませていただきます。

（ 休 憩 ）

【議長】 改めて先ほどの議題に戻ってまいりたいと思いますが、残り三、四十分、4時半までいいんだっけ。まだ、五、六十分あるかもしれませんけれども、ほかの点で何か……。さっきブックスタートの話が出ましたけれども、その辺で何か名案というか……。

【委員】 コーヒーブレイクタイムにお話があったんですが、とても大事なことを言われたと思うんですね。多分この「子どもの読書活動の推進に関する法律」のかかわりでいえば、広報とか啓蒙の部分だろうと思うんですが、おっしゃったことというのは、要するに家庭における読書の役割ですよ。特に検討委員会をお願いしておきたいんですが、子どもにとって読書は何だろうかというところをしっかりと議論していただきたいなと思うんです。僕自身は、実は読書以前に大事な領域があると考えています。言葉をどう獲得するかということですが、まだ学問的な定説じゃないようではありますが、言葉の獲得はおなかの中から始まるという、いわば子どもというのは、この世に出てくる場合には、既に一定の言葉を聞き取る力を持って生まれてくるわけですから、このあたりから言葉の獲得を考える必要があります。今の子どもは表現する力が弱いということをおっしゃるけれども、僕は聞く力のほうがもっと問題だろうと思っております。言葉をどのように獲得していくのかという上に読書があるだろうと。そのときに語りかけはとても大事ですよ。だから、読書を、読んで

あげれば読み語りですけれども、言葉自体で語る語りかけのほうがはるかに子どもにとっては言葉を獲得するもとになると僕はそう思います。

ブックスタートも単なる読書ではなくて、言葉のもとを獲得するとか、子育て支援の一環として日本の場合は始めているんです。イギリスの場合は識字運動が基本ですよ。日本は識字率が非常に高いですから。ちょうど2000年に、ブックスタートをバーミンガムで始めました当事者の人たちを5人ほどお招きして、フォーラムを開いたんですよ。イギリスにおけるブックスタートについていろいろお話をお聞きしました。それから、日本から5名ほど調査団を派遣しました。その上で、日本的な意味でのブックスタートを始めましょうと。子育て支援が日本のブックスタートの特色です。字を覚えさせるとかじゃないんですよ。子どもと同じ時間を共有する、本を通して共有するほうが大事だという運動ですから、その根底に、やはりどのように言葉を獲得するかということがある。だから、ぜひこの検討委員会でも、読書とは何かということをしっかり議論していただきたい。

僕は読書がすべてではないと思っていますけれども、僕は出版社ですからこういうのはまずいかと思いますけれども、その以前のほうがもっと大事だと思うんですね。だから言葉を獲得するには何をしなければいけないのか、当然家庭ですよ。お母さんとかあるいはお父さんとか、保護者が何をしなければいけないかということですが、朝から晩までテレビをつけっぱなしにして、電子音をいくら流しても言葉は獲得できないじゃないですか。言葉の世界というのは、言葉だけではないですから。音も音色もありますから。その中で言葉のものが養われると僕は思いますから、どうしたってこれは、理屈抜きで家庭の問題になってきます。だから、そこのあたりをしっかりと議論していただくと、読書の問題について啓蒙活動をおやりになるときに、そういう話が出てくるんじゃないですか。国に対する提案で母子手帳の中に言葉とは何か、読書とは何かを入れてくださいと提言したんです。そうしたら読書の問題は、母子手帳じゃなくて、別のものに入れるみたいですが、多分、啓蒙活動で一番大事なことはそういうことじゃないかなと僕は思っていますが。

【委員】 よろしいですか。ブックスタートがいろいろ、特に小峰委員さんたちが努力されて各地で動き出しているんですけども、本をあげればおしまいみたいなのがちょっとあるんですね。そうじゃなくて、いかに継続させていくか、まさに継続は力なりで言葉を育て、考え方を育てていくということからすれば、これはスタートであって、まさに継続をどうつくり上げるかとい

うその仕掛けづくりだろうと思うんですが、今見ている限りでは、そのところがあまりきちんと裏づけられていないような危惧を持っている、現場サイドでは。そこをやはりしっかり押さえていただきたい。特にこれは図書館というより、東京都の計画になるんでしょうけれども、ぜひお願いしたい。まさに読書環境づくりを家庭と地域の中にどうつくるか、ブックスタートから始まったものをどうつなげていくかという作業というか、考え方が必要だろうと思います。

【委員】 これはもう各自治体によって全部違いますね。僕も自分でやっているんです、ある自治体と。それで、イギリスの場合3回か4回やる自治体もあるんですよ。1回だけのものもありますよ。6カ月とか9カ月、それでおしまいとか。ただし、幼稚園に行くまでの間に3回4回やる自治体もあるわけですから、それはおっしゃったように意識の問題というか、行政的に読書をやっているんだよということではなくて、どう育てるかという観点がどうしても必要なだろうと思います。だから、6カ月、9カ月だけじゃなくて、3回4回積み重ねてから、1歳半とか2歳という話になっていくんじゃないでしょうか。きっとそういう状態が日本でも出てくると思いますよ。

【委員】 だから、ぜひ東京都から始めていただきたい。

【委員】 杉並区から始まったわけですから、制度的には。ぜひ先駆けるようなことをどんどん提案していただきたいなと思います。

それからもう一点、関係するんですけれども、どうも東京都というのはわからないんですよ。何がわからないかというと、首都は東京ですから、国の中央機関があることにプラス面とマイナス面があると思っているんですよ。国と民間でいろいろなブックフェアがありますよね。東京都はどこか行っちゃうんです。当然、東京都でやれば東京都がかかわってこなければいけないんですけども、今まで僕らがやってきたのは国と民間という関係が多いんですよ。今後の都立図書館のあり方についてもそうなんですけれども、どうも国際子ども図書館があることによって、国際子ども図書館との関係をどうするかという発想になって、独自に都として何をやるかということが欠けてくる。ほかの県へ行っても全く国際子ども図書館との関係が出てこないんですよ。距離的に遠いからですかね。

【委員】 私は2回ほど行ったんですけれども、国際図書館はどちらかというと、わりと小さい子ども向けを対象とする部分と、3階のほうで博物館的に図書館の展示ですよ。何て言うんでしょうか、私は、都立図書館とは全く別物と感じましたね。

【委員】 そのほうがいいですよ。

【委員】 それでいいですよ。

【委員】 そうじゃないと困るんですよ。

【委員】 だから、下手な区立図書館のまねはしてほしくないんです。あれはまさに博物館であり、資料センターでなきゃいけないんです。ただ、やらなくていいとは言いませんけれども、子どもへの直接サービスがメインになるようだったら、あんなものつくる必要がないと思う。それは東京都にも似たようなことが私は言えるような気がしているんですけれどもね。

【委員】 まだ国際子ども図書館はこれからじゃないですか。収蔵図書にしても、ヤングアダルトも入りますし、全国ネットですから。もちろん東京都も関係ありますけれども、それは学校図書館とネットワークをつくると言っていますけれども、これからですからね。どうネットワークをつくられるのか、ほんとうにこれからの課題ですから。ですから、東京都は国際子ども図書館とは関係なく違うふうな図書館にしなければいけないなと思います。ほかの県に行っても、国際子ども図書館とのかかわりがあんまり出てこないですよ。東京都だけが国立国会図書館とか、国際子ども図書館のことが出ている。いい面と、いいやあっちに任せておけばという部分が出てきますから。

【副議長】 任せたりしていることはないんじゃないですかね。

【委員】 聞いてください。

【副議長】 役割がもともと違うわけですし、やはり都全体に対しての読書に第一に責任を持つのは都の教育庁であるし、それから都立なんだと思うんですよ。そういう点からいくと、あそこが政策的な意味合いを持たれるところかということということじゃないんじゃないでしょうかね。やはり、そこが誤解されると大変困ったことになるかなと。

【委員】 ええ、要するに今後の都立としてのあり方に、内容が出るときに最後のよりどころとしての国立国会図書館という言葉がしばしば出てきましたから、そういう意味です。

【委員】 先ほど小峰委員が、読書とは一体何かというお話をされましたが、そこは私も非常に重要な問題だろうと思っているんです。レポートの中にもそれにかかわることを若干記しましたがけれども、やはり読書研究自体が日本の場合には非常に希薄なんです。これはいろいろな領域にとってもそうだと思います。申し上げると失礼かもしれませんが、出版界でもそうだと思いますし、それから教育界でも同様のことが言える。読書読書と騒いでいるわりには、読書とは一体何なんだろうかということがきちんと正面だっというところまで幅広くて、結局はそれが取りとめのない状態になって、それ自体のアイデンティティーが保てなくて現在に至っている。そういった領域もあるくらいですから、読書という問題を、やはり東京都という立場でも、あるいは都立図書館という立場でも言えると思いますけれども、やはり正面きって今とらえていくことが重要なんと思うんです。

さきほど国際子ども図書館との差別化という話が出ましたけれども、役割の違いがもとよりあることは確かですけれども、見ている限りにおいて、現状ではあそこは International Library of Children's Literature なんですから、Literature なんです。つまり、資料をきちんとそろえて、その先に何かをしようというスタンスで図書館が組み立てられている。ですから先ほどお話がありましたように、3階に展示が云々というのが出てくるのは、これはしかるべき結果であろうと思われる。そうではなくて、リーディングというのは一体何かということに目を向けていくのがやはり必要なのではないかと。その点において、仮に今までにないものを都立図書館が求めていくならば、やはりそのところに少し目を向けた具体的な施策を提言していくほうが有効ではないかと考えます。

【副議長】 よろしいですか。

【議長】 はい、どうぞ。

【副議長】 だから、多分皆さんがおっしゃっている話なんですけれども、読書というものの社会的な意味合いというのが変わってきているというのは、かなりの方が思っていらっしゃって、だけど、そこがどう変わったのかとかいうことがわからない。小川委員がさっきおっしゃいましたけれども、読む子どもと読まない子どもと、かなりはっきり二極分化されてきて、ということは、結局は読まないところから読むところに行くのがなかなか難しいというか、無条件で読書はいいものだということは今言えないわけです。私自身も子どもでかなり経験しましたけれども、そういう状態だと、多分子どもを本好きにするということにはかなりエネルギーが要る。つまり、娯楽という点でいったらほかに代替メディアはいっぱいあるわけですよ。そういう中で、でもやっぱり本もこういうおもしろさがあるんだというのを、ちゃんと実体験してもらうわけですよ。そういうことというのは、多分親にとってもエネルギーがいるし、けどかなりの親というのはそのときにどういうふうにしたらいいかということがわからない。何を読めばいいかということについてはわからないんだと思うんです。だから、1つはその辺の話ですよ。つまり、読まない子と読む子がどうして違いが出てきているのかということについても、直感的に違う、それから調査なんかでも二極分化してきている。それが特に高学年になってくるとだんだん激しくなるという話ですよ。そういうことはわかるけれども、ただ、どうしてそんなことになるのかということも多分あんまりよくわかっていないんだと思うんです。だから、そういう意味で言うと小田さんのおっしゃったそれについて調べるという話と、それから調べるということと、実験的に何かそこをつなぐような試みを、例えばブックスタートなんかもある意味で実験的な意味合いがすごく大きいんだと思うんです。そういうことを実際にやってみるとか、つなぐ部分というのがどうしたらできるのかというのをやってみるとするのは、すごく大事な話なんじゃないかと思うんです。多分、区市町村のレベルでそこをやるというのはすごく難しく、その規模で個別にやるんではなくて、都とかそういうレベルのところでお考えいただくというのは大事なんじゃないかと。だからこの話でいうと、新しいサービスの実験という部分で試していただく、あるいは何か研究するような部分を都立のほうでお考えいただくというのが意味があるんじゃないかなと思います。

【委員】　　そうですね。調査の流れがあつて、学校読書調査でも40回以上続けられた分析もありますし、この間のOECDの調査も国立国語研究所によってその意味を、いわば分析されているということがあるわけですね。それから特に、サービス、啓蒙の部分ですかね。電子メディア時代における読書の意味ですが、僕は電子メディア時代における読書はもっともっと大事になってくると思っております、そこのあたりをしっかりと、いわば読書は何かといった問題を検討する際に入れてほしい。

1カ月ぐらい前でしたかね。『AERA』がゲーム脳という特集を組みました。

【議長】　　何ていう雑誌。

【委員】　　朝日新聞社の『AERA』。新説「半ゲーム脳」という恐怖「TVが子供の脳を壊す」という特集です。テレビ、ビデオ漬けになっていると、前頭前野という部分が、思考や記憶、感情の制御などを司る部分が劣化するという説です。僕自身はやっとこの日本でもジャーナリスティックな意味で、電子メディアと思考力ということが問題になってきたなと思っているんです。アメリカはもっと早いんですね。1994年に「本が死ぬところ暴力が生まれるー電子メディア時代における人間性の崩壊ー」でバリー・サンダースという人が既にそのことを警告していますし、90年もそういう研究書があります。1987年というのはアメリカにおける読書年ですね。日本の子ども読書年に僕もかかりましたけれども、先行事例としてアメリカにおける読書年がありました。アメリカの場合は薬瓶に書いてある警告文を読めない人たちが7,000万人いる。それは、普通のアメリカの人だということですね。既にそれは電子メディアとの関係で論じられているんですけれども、いわば読書との関係でしっかりと議論の対象にしながら、読書は何かということをやはり考えていただいて、啓蒙していただきたいと思います。

【議長】　　どうぞ。

【委員】　　ごめんなさい。もう一つは、1990年のジェーン・ハーリーの「滅び行く思考力ー子どもたちの脳が変わるー」という本です。

【委員】　　私が思うには、子育てをしてきている段階で、やはり母親なり父親なりが本好きな親とか、本を読み聞かせた子どもとか、図書館を利用している親に育てられた子どもは、やはり比較的どうしても本に対する親しみが増し

て、本が好きになるんじゃないかなと、ほんとうに私の周りだけしか見ていないことなので何とも言えないんですけれども、それはそう思います。これでブックスタートが去年からでしたか、始められて、本を配って読み聞かせというときに、母親なり父親が、そこに参加するその人自身が本が好きだったら、子どももやはり本が好きになるんじゃないかなと思うんです。小さい子どもは一人で地域の図書館なんか行かれませんか。そうすると母親なり父親なりと一緒に連れて行く。ということはやっぱり母親、父親の教育といいますか、その人たちを本を好きにする、本のよさ、楽しみを知っていれば、やはり子どもにそのよさは伝わっていくんじゃないかなと、これは親の立場から思うんですが。

すみません、もう一つ言いたかったんですが、あと学校の図書館があまり使われていない。その学校の図書館以前に、私たちが小学生のときには学級文庫といって、後ろのほうに本が置いてあるコーナーがありましたね。そこは小学生の子どもたちにとっては一番身近に本に接するところだと思うので、その辺を充実させるぐらいは大した費用もかからないでできるんじゃないかなと。父兄のいらなくなった本とか、ほかの子どもたちが持ち寄って、学級に寄附すればいいわけですからと思いました。

【議長】 何か。はい。

【委員】 読書とは何かとはぜひ深めていただきたいと私も思います。といいますのは、先ほどの調べ学習という話を出しましたときに、私の上司とか役所の中では、インターネットを駆使すればそんなものはすぐ出てくるよというのと、それから今図書館が何かというと、もうインターネットの時代ですね。区立でも15年度にはほとんどがインターネットで検索、予約ができる状況になっているんです。それは本を予約するんだからいいんですけれども、そういうふうにして、調べるという意味合いでは、もう既にそういうふうに使われているとなると、図書館が売りにしているのが、地域の情報拠点なんだとか、それから、インターネットのPCを置いて、自由に使えるよという話になっているので、じゃ、読書は何なのというような形で、調べるときでも図書とインターネットと、そのハイブリットとかいう形でいくんだよと言いつつも、便利で簡単な方になってしまうという。青少年の居場所ということで、図書館もそのひとつとなり、じゃ、お話ししていいのか、おしゃべりしていいのかというんですけれども、居場所というのは、図書の中でも、名作の中に浸り込んでいけば、それこそ自分の部屋の片隅でもいいし、屋根裏でもいいですから、そこが読む者の居場所だと思っているので、読書そのものがどう大切でというか、何

なのかというのはほんとに今説明し切れない。自分の頭の中ではそう思いつつも、多くの人たちに説明できないという、図書館職員として恥ずかしいんですけども、そんな思いが今しています。ですから、先日はある大人の集会のところで読書の楽しみとか、読書とはということで話をしろと言われたんですけども、やっぱりそこに行ったとき、私たちは本を読まないよという人たちが大半だったんですね。だから、ほんとに読書とは何かというのはぜひこの場で深めていただければうれしいなと思っております。

【議長】　　こういう意見というのは多分本協議会からしか出てこないだろうと思いますので、大いにこの議論は深めたいし、仮に今回だけで終わらなくても、また皆さんのご意見を伺う機会をつくりたいと思いますけれども。

【委員】　　今、東川委員がおっしゃられたことに関係することで、調べ学習云々というところでの話題がいろんな各地で出てくるときに、よく言われるんですけども、調べ学習で、インターネットを使うから、それは図書館の世界と切り離すんだという極論まであるくらいですけども、それとは別にしてもいろんな資料を調べて、参照して、いろんな知識を得ていくという作業を当然行うわけですよ。ところが、それを一言で表現すると、調べる、あるいは調査する、そういう言い回しをして、それを一くくりにしていく。そのことによって、それが読書というものとある意味で相対化してとらえていくというような機運が一方で生まれていることも事実なんですね。つまり、調べるということは読書とは違うんだと思ってしまう向きも一方にはある。そういうような趣旨に基づく文章というのが幾つかあらわれたりもしている。きょうのここでの話はわりあい共通認識が得られているように思っているんですけども、読書というのを今の言い方でいうと、狭い意味でのところに押し込めずに、もうちょっと広い意味でここでは議論されているので、ぜひともそのところをやっぱり基本的なトーンとして、基調として表示していくというのは大事なことだろうと思いますね。そうしないと、実はそのことは特に佐藤先生が触れられましたけれども、学習センターとしてのというのが出ていますけれども、文部省の施策の中で、この学校図書館機能というのは学習情報センターだったかな。ちょっと表現は別として、それと教材センターと読書センターというその3つを定義していて、そこでの読書センターはどちらかといえば、狭い意味合いで把握されておられる。それに対して、学習情報センターという位置づけの中でも、実は読書の問題というのは十分にかかわるところがあるんだというレポート内容になっているので、そうしたところをうまくとらえて、ここでの議論としてまとめていくことが望ましいと私は思います。

【委員】 いいですか。

【議長】 はい、どうぞ。

【委員】 学校図書館の話があんまり出なかったので、おっしゃったので関連して言いますと、先ほど、調査内容はどのようなものですかとお聞きしたんですけど、学校図書館に限定してみますと、東京都全域の中ではほんとは学校図書館の実態はどうかという、司書教諭の配置はどの程度進んでいるのか。12学級以上はいずれにしても司書教諭は配置されるでしょうから、その内容はどうかですよ、知りたいのは。さっきおっしゃった時間軽減とか、それから専任化とか、その状況はどうなっているのかとか、それから11学級以下はどうなっているのかとかね。

例えば、学校図書館法は改正されましたよね、'97年に。それには6項目にわたる附帯事項がありますよね。学校司書とか、小規模校に対する配慮をするという附帯事項があるわけですよ。例えば、そういう配慮の実態はどうなっているんだという。かなり、それぞれの地方公共団体でできるところはたくさんありますよね、その裁量で。例えば、鳥取県の場合はすべての学校に司書教諭を配置するんですよ。例えば、石川県の場合は今年から教員の試験の実技に絵本の読み聞かせを取り上げているわけですよ。既に150人の新しい先生が配置されていていっているんですね。かなり自治体の裁量権というのはそういう意味ではあるんだなと思います。ですから、東京都の学校図書館の場合はそういう意味の実態は実際どうなっているのかということです。先ほど、研修と言っていますけど、そういう先生方をどういうふうに、いわばもっと育成するにはどうするかという、きめ細かな実態の調査をやっていただきたい。それに対して、5カ年の間に何ができるかと。

予算もそうですよ、実は。平成14年度130億、650億を5年間でとありますけれども、東京都は不交付団体ですよ。じゃ、やらなくてもいいのかということはあると思いますけれども、文科省の方針として、'93年に図書標準を出していますから、その標準を基準にして考えた場合は実態はどうかという。積算の中に入っているわけですからね。その辺のきめ細かな調査を実はやっていただきたい。既に、公共図書館も大変ですね、学校図書館のほうからいろいろなだれ込んでいて。全国的にそうですよね。

【委員】 はい。

【委員】 公共図書館と学校図書館の連携というのはもう現実的な問題ですよ。

【委員】 はい。学校図書館の資料ですが、調査などでは充足していることになっています。でもそれは図書資料という情報じゃなくて、本という物なんですね。冊数としてはそろっていることになるのですが、その中には非常に古い本、読もうとすると壊れてしまうようなものも含まれていることがあります。

それで、調べ学習などはとにかく子供が何をするかという、テーマを自分から考えなさいというのなら、身近にあるそこに飛んで行って、相談する司書がいれば一番いいんですけども、こんなことをやりたいんだとかだったら、まずそこに行ってみて、そこで足りない資料があるよねという話から公共図書館に来るとか、あるいはこういう調べ学習に対して「環境」を出したから、「環境」に関する本を団体貸し出しという形で、新しいものをどんと50冊、100冊貸すことになっていますので、そういうものを先生から連絡を受けて持って行ってあげば、そこからまず調べて、これじゃ足りないから、公共図書館に行こうというような流れをつくりたいんです。そうすると、子供の自主性が生まれると思うんですが、どこに行ったらいいかわからないで、公共図書館に来るといいますと、なかなかつながらないと思っています。今、そういう状況にあって、働きかけはしているんですが、やはり財政状況が許さないというところが大きいと思っています。

【議長】 さっき小峰委員も現実がどういうふうになっているのか。しかも、その現実がどうなのかわれませんでしたけれども、今言われたように、充実はしていますよ。ただし、その本は開くと壊れますよということすらあり得るようなことで……。

【委員】 一部ですが。

【議長】 簡単に調査をしても出てこないんだろーとは思いますがね。エピソード的にしか出てこないかとは思いますがけれども。その辺の実態というのは踏まえておかないと、議論としてはずれちゃうかもしれませんね。現場とこういうところの議論というのは。

【委員】 　だから、例えば司書教諭12学級以上と来年から始まるわけですが、時間も時間を軽減させなければ、結局図書館のかぎはあかないですね。先生が不在ではあけっ放しというわけにいかないわけですから、配置していませんだけでは用が済まないということが1つ。

それから、毎年『学校図書館』という雑誌に載って来る最高の図書費と最低の図書費という欄があって、それを見ますと、学校によっては2万円の図書費という学校が出てきたりするんですね。そうすると、それはもうやっぱりお化けのような古ぼけた本が出てきてもしようがないみたいのところがあって、10年前の「イミダス」を置いて、「イミダス」ありますという実態をやっぴりちゃんと把握しないとイケない。それはどこかで把握しないとイケないんですけれども、表向きは地方自治体も、それから都道府県も、もしかしたら国も一応冊数はありますよという形の報告になっています。そこはやっぱりきちんとわかるような調査をぜひお願いしたいなと思います。

【生涯学習スポーツ部長】 　実態的には教員の配置数については、いわゆる有資格司書は今年度の経過措置の中で、来年度から本格実施になりますから、東京都教育委員会が任命権を持っている教員については平成10年度から5ヶ年計画で司書教諭の養成を行っております。ただ、全体で資格をもつ教員数が足りているからといって、各学校にどういうふうに偏在するのかという部分がありますから、その部分については十分調査をしなければならぬということが、これは人事異動上も我々は求められてきますので、この辺は押さえられると思います。

一方、先ほど申しました司書教諭は発令したけれども、授業軽減がないということで、その問題をどうするかということでは最近の区市町村の動向はいわゆる短期で嘱託司書の配置もしくはボランティア司書という形で学校、特に小中学校については入ってきつつあるという実態がございます。これは都教委も調査、集計がございますから、とりわけ三鷹市等はそのいわゆる非常勤司書が学校の総合的学習に関与していくという形でかなり好評を得ておまして、これはかなり地域的にも各地域のモデルになるような授業展開をしているという実例がございます。

それから、学校図書館の蔵書数の実態ということだけではおそらく実態は把握できないだろうと。私が把握しているところでは、都内のある市では、市立図書館に総合的学習に対応できるようにということで、ある種の図書については

1学級分50冊を持っていて、それを回していくというような巡回をして貸していくという対応をとっているところもあるやに聞いています。ですから、単に単独の学校の蔵書数だけを調べるだけでもなかなか実態としてはうまく把握できるかどうかという問題はあろうかと思います。

【委員】 調査の仕方によるんじゃないですか。具体的に学校図書館や公共図書館でも、ネットワークの、連携の実態という調査をやればいいわけですから。

【委員】 それから今伺っていて、もう一つはやっぱりいい事例を紹介していくのは東京都の役目でしょうね。

【生涯学習スポーツ部長】 そうです。ただ、それがやはりそういう点でいうと、都教委のセクショナリズムかもしれないが、学校における図書館あるいは調べ学習、あるいは総合的学習の評価、あるいはその成果の発表というのはやはり学校教育サイドからしか投げられないということで、必ずしもその情報について図書館側が共有しているかということについてはやはり難しい部分があると思うんですね。ですから、ご趣旨の点や今後の子供の読書活動ということからするならば、この両者の連携と情報の共有化というのがおそらく1つの課題だろうとは思いますが、けれども。

【委員】 ぜひ、子供の側に立って物を考えていただきたいというのは当たり前ですけどね。子供の側に立ってものを考えてほしい。行政の立場とか、いろいろ調査が来れば回答しますということではなくて、子供の側に立っていただきたいのが1つと、それから今度の趣旨はやっぱり、地域偏在という言葉が出ましたけど、今度の法律の趣旨はすべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための読書環境の整備を推進するというすべての子供のための、しかも積極的という意味でありますからね。ここの大前提を、憲法前文ですよ。ここをやっぱり大事にしていきたいなと思いますね。ほんとに子供の側に立っていただきたいと思います。

【議長】 いろいろご意見が出てまいりましたけど、まだ言い足りないという点はないでしょうか。もうよろしゅう……どうぞ。

【副議長】　　ちょっと質問なんですけれども、その資料8の表はなかなかよくつくられていて、我々のレポートでよくここまでおつくりになったというぐらいな印象を持っていますけれども。1つは都立図書館の役割で、支援とかというのが学校と区市町村立に出ていますけれども、地域には出ていないですよ。これは何か意味があるので……。多分出ないでしょうねということで、ほんとに出ませんよねというのを確認したいということもあって、ちょっと伺いたいんですけれども。都立は学校とあれですよ、区市町村立には……。

【委員】　　区市町村の役割というところで利用支援というのをやり始めたのは……。

【副議長】　　でも、一応確認したいということで伺いたいんですが……。都立から地域へ直接のあれはないんですね。

【管理部長】　　全くゼロということはないと思うんですけれども、基本的にはやっぱり、まず第一義的には都立では全部の、東京都全域の地域の読書活動にかかわるといのは実態上難しいわけでごさいます、基本的にはやっぱり区市町村を通して、あるいは区市町村を支援することによって、間接的に地域の読書活動を支援するというのが基本としての形かなとは思っております。ただ、それを絶対やらないよということではないとは思っておりますけれども、基本的にはそういうことかなと思っております。

【議長】　　議論が大分出尽くしたようでごさいますけれども、本日のところはこの辺でよろしゅうございますか。これは中間報告に対する意見ということで、ストレートに意見として出たものと、それから原点に帰って、読書とは何かとか、それから子供の立場になって計画をつくってほしいとか、これは直接この中間まとめに出てくるかどうかわかりませんが、そういう両サイドの意見が出てきたような気がいたしますけれども、次回の中間まとめにきょうの議論が生かれますように。また、私どもが中間報告までにうちのほうの意見をまとめて提出するんでしょう？ 提出するんですよ？ じゃ、そのほうも少し準備をしておかなきゃいけないと思うんですけれども、協議内容の後の取り扱いについて、ちょっと。

【企画経営課長】　　都の計画に対する要望、意見でごさいます、委員の皆様からいただいたレポート、それからきょうの論議、ご意見をちょっと難しいんですけれども、事務局として、とりあえず整理をさせていただきます。それ

で、推進計画作成に対する要望のほうをちょっと作成したいと思いますが、10月の初めには検討委員会のほうにとりあえず要望として上げたいと思います。

ここでご相談なんですけど、事務局のほうで一応取りまとめをいたしますが、取りまとめに当たって、委員の方、二、三名にちょっとご協力をお願いしたいんですが、副議長さん、よろしいでしょうか。それから、あともうひとつ、先生にお願いできればと思いますが。つくったものを文言等、それから項目等、整理をさせていただくという形でご相談申し上げる先生をちょっと推薦いただければと思いますが。

【議長】 ということは田村先生と、それからどなた……。お二人でやっていたら。

【副議長】 じゃ、小田先生、もしあれでしたら……。

【議長】 じゃ、恐縮でございますけれども。事務局のほうで作業は多分いろいろやってくれると思いますので、速記録なども中心にしてまとめていただいて、その内容の点検を大変ご苦労さまでございますけれども、田村先生と小田先生にお願いをすると。きょうは生涯学習スポーツ部長も、それから社会教育課長もじかに聞いておられますから、だから、きょうのまとめの中になかなか出てきにくい部分も直接聞いていただいたので、その点は少し気が楽なんですけれども、そんなことでお願いをしたいと思います。

【企画経営課長】 では、まとめられた資料でございますが、つくりましたら、教育庁のほうに意見として上げる前に委員の皆様にとりあえずまた、ご送付申し上げて、ちょっとご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

【議長】 それでは、大体まとめられたものにつきましては、事務局のほうから皆様方にご報告をするということで、都立図書館の役割という本物の提言の部分にもきょうは絡んだんですけれども、そこに絞ったものについては、また次回もご議論をいただきたいと思います。それから、中間まとめが提示された場合に、その中間まとめに対する意見もまた次回の11月でしたっけね。11月ごろの協議会でもって、ご議論いただきたいと思っております。大変ありがとうございました。若干時間が早いんですけれども、これで特になければ、司会を館のほうにお返しをしたいと思います。

【委員】 すみません。国の基本計画がありますけれども、東京都として、ぜひ全国のモデルになるような、先駆けるような提案をお願いしたいという要望です。例えば、今年度から学校図書館図書整備費130億、5年で650億措置されましたけれども、あれは93年の図書標準がベースなんです。それに満たないから650億という話ですから。図書標準そのものはかなり下のランクですから。あるべき学校図書館の状態からいけば、例えば全国学校図書館協議会が新世紀プランを出しております。ですから、東京都としては、どんどん日本を引っ張るような提言をぜひお願いしますということをご希望しますということです。ありがとうございました。

【議長】 というご要望もございますので、ひとつよろしく願いいたします。

【館長】 今、お話もございましたように大変貴重なご意見もございまして、担当の部長もよく聞いておったはずでございますし、それから学校関係のところもちょっとご議論で出てまいりました。今回の検討委員会の中には東京都のいわゆる学校等を指導するセクションのメンバーも検討委員会のメンバーには入っております。もう一つは、都とそれから区市町村ということで、委員の皆様方ご案内のように、東京都教育委員会という部分と、それから地教委という各区市町村の教育委員会とございます。東川さんも区の図書館ということでございますが、図書館も教育委員会所管ということで基本的にはなっているはずでございます。そういう意味では、区市町村の教育委員会にもやはりその気になっていただかなきゃいけませんので、そういう点も含めまして、都として、十分きょうのご意見を踏まえて、可能な限りで全国のリーディングヒッターになれるかどうかわかりませんが、金の面はなかなか心もとないところがありまして、あれなんでございますけど、知恵と工夫のところでは何とかできないかということは部長のほうにもこの後、まだ勤務時間がございますので、十分申し伝えたいと思います。どうもありがとうございました。

【企画経営課長】 それでは、坂本議長さん、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。なお、先ほど申しました次回の会議日程でございますけれども、11月上旬を予定しております。また、皆様にご都合を事務局のほうからお伺いして、日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。本日はどうもお疲れさまでございました。

【議長】 どうもありがとうございました。

了 —